

寺子屋と女師匠——江戸から明治へ——

菅 野 則 子

江戸時代の私塾・寺子屋が幕末から明治期にむけてどのような変遷をたどるのだろうか、また、女子教育やその教育機関はどのようなものだったのだろうか。教育機関としての寺子屋が、明治期に入り家塾となり、やがて私立小学校へと連続していくと位置づけている⁽¹⁾仕事、また一方で教育内容から、とくに女子教育については、連続面よりも江戸時代のそれと明治期のそれとの断続面を指摘する仕事もある⁽²⁾。江戸時代から明治期へかけての教育および教育機関などについて、その連続・不連続の問題は、もっと詳細な検討がなされてしかるべきであろう。本稿では、まず、その第一段階として、主として当時の女子教育を支えたであろう女

経営主(女師匠)、とりわけ江戸東京のそれに焦点をあてながら、右の問題の一端を明らかにしてみたい。

一 『日本教育史資料』の整理から

明治二三年に文部省から刊行された『日本教育史資料』(以下『資料』と略す)は、同省が明治一六年、各府県に達し学制頒布以前の学事に関する事項について調査をし、それを編集したものである。調査開始が廃藩置県後一〇年余を経ているため、基本的な資料が散逸してしまったりして、正確を欠く部分があることは否めないが、江戸時代中後期から明治初年にかけての庶民の初等教育機関の様子について全国的な視野で眺望

できるものとして、これを避けて通ることはできない。

同「資料」(八冊・九冊)に「私塾寺子屋表」が収載されている。その調査項目は、私塾寺子屋の名称・学科・旧管轄・所在地・開業時・廃業時・教師数(男女別)・生徒数(男女別)・隆盛時(私塾のみ)・調査年代・経営主(私塾の場合は「塾主氏名」、寺子屋の場合は「習字師氏名」とされている)⁽³⁾およびその身分である。そして、それらは各府県ごとに「私塾」と「寺子屋」とに分けてまとめられている。

調査の達の段階で、文部省の示した達第一号には「旧藩領内家塾(寺子屋) 取調要項」と記されており、その調査結果をまとめたものには「私塾寺子屋表」と明示されていて「家塾」と「私塾」とが混用されている。この「家塾」と「私塾」の書き換えが何故行われたのかははっきりしないが、恐らくは、当時においては両者は峻別できなかったのが実態であったのかもしれない。同様にまた、「私塾」と「寺子屋」とは別表になつてはいるけれども、その区別の基準もまた、あまり定かであるとはいえない。⁽⁴⁾しかし、この「私塾寺子屋表」

を扱う以上、両者の別を見ないわけにはいかない。そこで、あえて両者を分ける基準をこの表からよみとるならば、「学科」の項の記載内容が、私塾の場合は和学・洋学・漢学・筆道・医学などと比較的堅い形式で表現されているのに対し、寺子屋の場合は読書・読筆・算術・読算・裁縫などと記されていること、また、私塾の塾主の殆どが男であり女は極めて僅かであること、従つて生徒もそれに準じて男だけというものが多いことなどであろうか。なお、表2に見るように、私塾の女経営主は、東京の場合三人おり、その出身は、すべて士族である。

以上のことを述べておいた上で、「私塾寺子屋表」を府県別に、そして、塾主・習字師など経営主の身分について整理したのが表1である。⁽⁵⁾

これによると、女性によって営まれている私塾・寺子屋は、二八府県に分布している。女経営主による私塾は、東京三、長崎・山梨・広島に各一つずつあるのみであるが、女経営主による寺子屋は、東京に五三、熊本に一五、岡山に一四などをはじめ以下表に見ると

表(1) 私塾寺子屋表

府県名	種別	総数	女 主 に よ る	経 営 主 の 身 分													
				官 主 の 子 女	士	平 民	僧	神 官	道 士	修 験 人	山 伏	医	農	商 工 町 人	そ の 他	不 明	
東京	私塾	122	3	92	21	3					5						1
東京	寺子屋	488	53	157	269	41	11			4	5						1
京都	私塾	34		13	7	3	2				1						6
京都	寺子屋	566	9	61	67	170	38			5	1	54	79	20	12	59	
大阪	私塾	20		4	8	4					2						
大阪	寺子屋	778	5	51	194	262	16			12	1	36	103	11	12	80	
神奈川	私塾	11		5	4					1							
神奈川	寺子屋	505	7	13	42	83	16			2	1	7	94	3		244	
兵庫	私塾	52		29	8	2	3			2		4	4				
兵庫	寺子屋	821	10	90	91	215	41			8	8	133	212	21		2	
長崎	私塾	51	1	31	3	2	1					2	3				9
長崎	寺子屋	188	2	28	26	6	2			1	2	7	24	5	1	86	
函館	私塾																
函館	寺子屋	48	3	9	21	3	6						2	6			1
新潟	私塾	27		6	9	1				2		3	3				3
新潟	寺子屋	63		5	12	6	10				1	9	11	3			6
群馬	私塾	39		11	11		1					7	8	1			
群馬	寺子屋	55	2	8	4	13	4			2	4	2	18				
千葉	私塾	52		3	13		2			3		5	18		2		6
千葉	寺子屋	107	2	6	5	23	6			1		7	54	3		2	2
栃木	私塾	19		7	2	1				2		3	2				2
栃木	寺子屋	86		1		13	6			5	5	9	42	5			
三重	私塾	4		1			1						1	1			
三重	寺子屋	115		5	13	52	6			1	1	11	17	1			8
愛知	私塾	43		24	3	2	5					4	3	1			1
愛知	寺子屋	976	8	70	272	293	52			1	6	67	163	17	6	29	
静岡	私塾	4		1		1						1	1				
静岡	寺子屋	25		1	2	11	4			1		4	2				
山梨	私塾	22	1	2	10	3	2			1			3				1
山梨	寺子屋	254	2	3	18	62	53			3	15	22	73	2	1	2	
滋賀	私塾	8		4	1	1						2					
滋賀	寺子屋	450	8	47	49	185	21			4		32	83	11	6	12	
岐阜	私塾	28		8	9	3						4	4				
岐阜	寺子屋	754	4	58	119	262	24			4	10	66	189	16	3	3	
長野	私塾	125		30								1	1				93
長野	寺子屋	1339	5	64	27	66	33			7	5	31	247	3		856	
宮城	私塾	52		29	9	1					4	5	4				
宮城	寺子屋	567		249	14	37	23			5	51	50	118	4	14	2	
福島	私塾	19		10			2					1	1				5
福島	寺子屋	281	1	18	29	40	23			2	11	16	102	2	16	22	
青森	私塾	6		6		1								1			
青森	寺子屋	455		215	89	24	47			3	13	26	13	10			15
山形	私塾	6		6													
山形	寺子屋	63		25	4	8	7					6	10		1	2	
秋田	私塾	66		66													
秋田	寺子屋	249	2	54	25	15	34				23	24	66	1		7	
福井	私塾	23		6	5	8				1							3
福井	寺子屋	32	1	1		23	1					3	2			2	
石川	私塾	22		4	2	1						5	6	2			2
石川	寺子屋	190	5	51	26	12	8			3		16	51	13	1	9	
富山	私塾	4		3								1					
富山	寺子屋	17		1	1	1	1			3				10			
鳥取	私塾	4		1	1							2					
鳥取	寺子屋	312	1	23	33	12	40			1	2	39	15				147
島根	私塾	73		23	2	8	7					19	5	3			6
島根	寺子屋	675	3	60	66	127	117			2	3	108	135	22	9	26	
岡山	私塾	144		89	19	2	4			1	1	12	10	4			2
岡山	寺子屋	1031	14	131	243	69	145			21	9	88	280	35	1	9	
広島	私塾	65	1	22	10	3	3			6		10	6	3			2
広島	寺子屋	257	2	18	34	35	27			18	3	45	58	8	6	5	
山口	私塾	106		70	8	5	2			1	1	1	1		3	15	
山口	寺子屋	1304	4	562	155	225	95			9	2	54	102	5		95	
和歌山	私塾	3		1	1												1
和歌山	寺子屋	294	1	3	10	4	4			1		4	2			266	
徳島	私塾	37		25	3	2	3					3					1
徳島	寺子屋	432	1	57	72	11	26			14	1	27	99	1		124	
高知	私塾	10		7			1					1	1				
高知	寺子屋	217	1	53	4	14	2			14	3	85	8	2		32	
福岡	私塾	50		28	2		5			3		4	3				5
福岡	寺子屋	155		36	10	22	27			13		15	16	4		12	
大分	私塾	92		53	6	7	5			3		10	1	1	5	1	
大分	寺子屋	482	5	64	15	78	25			5	1	43	102	12	135	2	
佐賀	私塾	7		4	1										1		
佐賀	寺子屋	27		18	4	1					2	1					1
熊本	私塾	45		18	10	1	7			2		3					4
熊本	寺子屋	909	15	529	286	33	13			3		19	9	2		15	
宮崎	私塾	6		5													
宮崎	寺子屋	9		3	1	1								1	1		
鹿児島	私塾	1		1										1	1		
鹿児島	寺子屋	19		1													3
計	私塾	1504	6	747	189	64	54			32	5	119	95	20	15	166	
計	寺子屋	15595	176	2863	2353	2558	1014			174	190	1171	2602	259	226	2185	

(43). 寺子屋と女師匠——江戸から明治へ——

表(2) 女経営主の身分

		士	僧	神官	平民	町人	農	商	不明	計
私塾	東京	3								3
	長崎	1								1
	山梨			1						1
	広島				1					1
	計	4		1	1					6
寺子屋	東京	16			37					53
	京都				2	1	2		4	9
	大阪		1		4					5
	神奈川	1			1		3		2	7
	兵庫	1			8		1			10
	長崎	1							1	2
	函館	3								3
	群馬	1					1			2
	千葉							2		2
	愛知		1		5		1		1	8
	山梨						1	1		2
	滋賀	1			4		1	1	1	8
	岐阜				1			3		4
	長野	1							4	5
	福島		1							1
	秋田	1			1					2
	福井						1			1
	石川	2			2				1	5
	鳥取				1					1
	島根		1		1				1	3
	岡山	4	1		4		2	3		14
	広島		1		1					2
	山口	2							2	4
和歌山				1					1	
徳島								1	1	
高知	1								1	
大分	4			1					5	
熊本	13			2					15	
	計	52	6		76	1	18	5	18	176

寺子屋の女経営主について見ると、熊本の一五人のうち、その出身を見ようとしたのが表2である。これから、

寺子屋の女経営主について、
 一七六人のうち、不明一八人を除くと、士族五二人、僧六人、平民(町人・商人・農民を含む)一〇〇人となっており、その意味でも、士族の多い熊本、平民の

おりである。なかでも東京の五三は、東京の全寺子屋数四八八の一割以上を占めていることを特筆しておかなければならない。

ち一三人までが士族であるのに対し、東京の場合は五三人中、士族が一六人、平民が三七人となっており、両者は対照的である。因みに全国の寺子屋の女経営主

表(3) 寺子屋の開業年

府県名	寺子屋数	天明5	文化～ 文政	天保～ 嘉永	安政～ 慶応	明治期	不 明
東京	53	1	10	20	17	5	
京都	9			2	4		3
大阪	5		1	3		1	
神奈川	7		1	1	1	1	3
兵庫	10		1	4	3		2
長崎	2		1	1			
函館	3			2	1		
群馬	2			1	1		
千葉	2		1	1			
愛知	8			1	3	1	3
山梨	2		1	1			
滋賀	8			5	2		1
岐阜	4			2	2		
長野	5		1	2	2		
福島	1				1		
秋田	2			1	1		
福井	1					1	
石川	5			2	1		2
鳥取	1						1
島根	3			1	2		
岡山	14		1	6	7		
広島	2				2		
山口	4			1	1	2	
和歌山	1			1			
徳島	1					1	
高知	1			1			
大分	5			3	2		
熊本	15		6	4	5		

比率が高い東京の存在が注意されなければならない。さらに、表2の寺子屋が開業された時期を示したのが表3である。天明五年江戸本郷湯島で市川シマによって開業された「市川堂」が最も古く、他はすべて文

東京の場合は、明治五・六年までは三〇以上のものが継続しており、さらに明治一〇年代に入っても継続しつづけたと思われるものが、少なくとも四例は存在する。

化文政期以降である。東京・熊本においては、化政期に開業した寺子屋数はかなりみられるが、それ以外の府県ではごく僅かであり、殆どは天保期以降の開業となっている。また、熊本の場合は、文政年間に開業された六例すべては天保年間に廃業されているし、それ以降に開業されたものも二例を除いては、明治期に入るか入らないかの段階で廃業されている。一方、

表(4) 家塾と女生徒

	塾主 性別	家塾数		女生徒比別塾数						
		内訳	計	0%	~20%	~40%	~60%	~80%	~100%	不明
第一番	男	177	217	40	16	37	70	10	1	3
	女	40				1	17	19	3	
第二番	男	124	138	25	9	21	56	7	2	4
	女	14					6	8		
第三番	男	146	158	38	24	37	39	6	1	1
	女	12				1	2	7	2	
第四番	男	131	135	15	18	29	57	10		2
	女	4					1	3		
第五番	男	163	178	23	22	41	67	7		3
	女	15					8	6	1	
第六番	男	166	173	28	15	46	60	15		2
	女	7				1	2	3	1	
計	男	907	999	169	104	211	349	55	4	15
	女	92		0	0	3	36	46	7	0

女経営主についてみると、熊本の場合には、□□母・□□妻・□□娘のように肩書きされているものが九例もあること、また、彼女たちが即教師であるといつてよいし、そこでの教科内容は、「読書習字」の一例

以外はすべて「習字」となっている。これに対して、東京の場合には、全員が本人の氏名のみで、熊本の例のような肩書きが付せられているものはいない。また、一六の寺子屋では複数の教師がいたことがわかり、さらに九の寺子屋では、男の教師を雇っているし、教科内容も熊本の場合に比し多様である。そのおおよそを見ると、「読・算」と「読書」の組み合わせが三二例と圧倒的に多く、他は算術・活花・裁縫・修身・礼・画・詩歌などが「読・算」又は「読書」と適宜組み合わせられるか、又は単独で教授されている。

二 『開学明細書』の整理から

表4をみよう。これは、『開学明細書』(以下『明細書』と略す)に登載されている家塾を、第一番中学区(第六番中学区までの分冊に従って、各学区内の塾を男女の塾主別に整理した上で、それらが、生徒総数に占める女性徒の比率とどうかかわるのを見ようとしたものである。⁽⁸⁾これから以下のことを指摘できる。(1) 各学区内において、それぞれ塾総数に占める女塾主の

塾の比は第一番中学区が一八・四％であるのに対し、第四番は三％弱であり、この二つを両極にして、他の学区はこの間にある(2)生徒総数に対する女生徒の比率が、二割から八割を占める塾は全塾の七割を占めて

表(5) 女塾主の身分等

	第一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	計
士族	1		4	2	3	1	11
平民	12	8	1		6	1	28
商	4		2				6
工	1	1			1	1	4
雑業	4			1	2	1	8
借地借家人	15	3	2		3	2	25
医師			1			1	2
その他		2	1	1			4
不明	3		1				4
計	40	14	12	4	15	7	92

いる(3)その一方で一六九、一七％の塾は、事実上女生徒には門戸を開いてはいない(4)女塾主による塾には、女生徒の比率が高いこと、従って、女塾主は主として女生徒を対象に開塾している傾向が強いなどのことである。さらにひとこというならば、女生徒のみを対象とする塾が一つ、第五番中学区にある。それは、士族太田信義姉奥原晴湖によって営まれていた春暘家塾で、明治四年一月に開業されたものである。そこでは「支那書画」が一〇歳から二〇歳までの女生徒三人に教授されていた。⁽⁹⁾

次に、表5をみよう。これは、表4の女塾主の出身を学区ごとに整理したものである。これによると、士族出身が一人(二・九％)、平民出身(単に平民と記載されている者のほかに、商・工・雑業・借地借家人等と記されている者を加えた)が六九人(七五・八％)となっており、女塾主の七割五分以上が平民とみなされるものたちである。これは、表1にみた五三人の女経営主のうち、三七人が平民であったことをみれば、傾向はほぼ照応しているといっていよう。

表(6) 女塾主
の年齢

年齢	人数
10歳代	4
20歳代	14
30歳代	16
40歳代	25
50歳代	18
60歳代	9
70歳代	2
不明	4
計	92

表(7) 女塾主
の肩書

肩書	人数
本人	32
娘	17
後家	14
妻	14
姉	1
妹	3
母	6
養母	3
祖母	1
叔母	1
計	92

表8は、女塾主たちの塾開業に至るまでの修業期間を示したものである。最も短い四年から一番長い二八を、特に肩書きされておらず本人が独立して塾主として登載されているもので、それが全体の三割余を占めている。

表6で、明治五年当時の女塾主の年齢をみておこう。それは、最年少一六歳、最高齢七一歳を両極に、その間に散在しているが、あえていえば、二〇歳代から五〇歳代に集中している。表7は、女塾主に付されている肩書きを整理したものである。表中「本人」とあるのは、特に肩書きされておらず本人が独立して塾主として登載されているもので、それが全体の三割余を占めている。

年までその年数は区々であるが、七年から一〇年ぐらゐの修業を積んだものが四割以上を占めている。また、修学後直ちに教鞭を執らなかつたものは、開業段階になつて、一年程度の再学習を行っているものもみられた。表9は、彼女たちが、塾を開業した時期を示している。一番早いのは、松崎ゑいの文政七年三月で、以後各時代にわたつてまんべんなく分布している。特に多かつたのは、明治四年の一二を筆頭に明治三年の六、安政五年・万延元年・明治元年の各五である。

三 女師匠とその師弟

表1の東京の部分と表4とをくらべてみよう。表4では、明治六年段階で、東京には、少なくとも九九九の家塾があつたことを示しているのに対し、表1では、幕末から明治初年にかけて、私塾と寺子屋とを合わせて六一〇を数える。勿論、両者の資料の成り立ちに違いがあつたり、調査方法、時期などにもズレがあるので、両者間にかんがりの誤差が生じてくるのは当然のこととしても、この数の開きは注目されなければならな

表(9) 女塾主の家塾の開業年

時期	塾数
文政年間	3
天保年間	10
弘化年間	7
嘉永年間	6
安政年間	10
万延年間	5
文久年間	7
元治年間	4
慶応年間	4
明治元年	5
明治2年	3
明治3年	6
明治4年	12
明治5年	2
不明その他	8
計	92

表(8) 女塾主の修業年数

年数	人数
4年	2
5年	5
6年	6
7年	9
8年	11
9年	6
10年	13
11年	3
12年	3
13年	8
14年	1
15年	4
16年	4
17年	2
18年	2
20年以上	6
不明	7
計	92

い。とりあえず、『明細書』に登載されている家塾の開業年について、学区別に整理してみた。表10である。これから明らかのように、明治三年から六年に開業している家塾が、全体の四割を大幅に上回っている。従って、表1と表4との両者間の四百近い数の違いは、この時期に開業されたものが多いことによっていると見てよい。そして、このことは、表9の動向ともみごとに照応している。この点については、別途検討を

するつもりであるのでここではとりあえずこのことだけを指摘しておく。⁽¹⁰⁾

右のような違いがあることをおさえておいた上で、『資料』と『明細書』とを結びつけながら、⁽¹¹⁾いくつかの個別事例をみよう。

(一) 土肥丈谷とその門人たち

『明細書』第一番中学区の家塾主上野山丈二女および同山下さたは、ともに土肥丈谷に学んだ同門のものである。上野は文久二年三月に「蓮泉堂」を開業、三字経・孝経などを教材にして、六歳以上の男女生徒を対象に「筆道」と「読書」とを教えていた。因みに、男生徒は四一人、女生徒は一二人、計一六九人という大勢の生徒を彼女一人で教えていた。そして、明治五年当時、上野は三二歳であった。ところで、『資料』には、「上野山丈二」というものが、寺子屋の習字師として登載されている。そして、その塾名が、「富泉堂」、教科内容は読書、開業年は安政五年と記されている。また、教師は男一、女二の三人であり、生徒は男三七、女一五〇人であった。そして、この調査は文久

表(10) 家塾開業年

	第一番	第二番	第三番	第四番	第五番	第六番	計
家塾数	217	138	158	135	178	173	999
明治以前	113	49	61	38	82	74	417
明治元年	7	4	9	12	9	11	52
明治2年	11	9	11	11	9	15	66
明治3年	24	16	20	17	23	21	121
明治4年	26	17	14	25	17	25	124
明治5年	34	28	35	30	31	26	184
明治6年	0	4	3	0	4	0	11
不明	2	11	5	2	3	1	24

二年に行われており、『明細書』にみる「蓮泉堂」の開業年に一致する。果たしてこの二人が同一人物なのか、『資料』の「上野山丈二」の下に「女」が記されるべきところ、それが欠字になってしまったのか、それとも、「上野山丈二」からその妻女または娘であろう者へ、「上野山丈二女」として、文久二年段階で「蓮泉堂」から

「富泉堂」に改名してバトンタッチされたものなのか、どちらとも確定しがたい。何れにせよ、この塾は女生徒を中心としたものであったことは言をまたない。

山下きたは、「山下糸蔵後家」と肩書きされているが、年齢は不詳である。きたは、天保二年から一四年までの一三年間、土肥丈谷に師事し、明治三年に開業している。天保一四年から開業まで二六年間のブランクの理由は明らかではないが、恐らくは、家庭にあり、夫糸蔵の死後、生活の資を得るべく開業したものと思われる¹²⁾。またの教授学科も上野と同じく「筆道」であり、六歳から一六歳までの生徒(男二人、女四五人)を対象にしていた。

では、少なくとも右の二人の女師匠を生み出した師の土肥丈谷とは、いかなる人物であったのか。『資料』によると、平民であり、麴町区に文政一二年塾を開業、明治三年に廃業したと記されている。また、教師は男一人(丈谷本人)で、男一八〇、女一五〇計三三〇人の生徒を教えたという。一方、『明細書』には、第五番の学区にリストされている。それによると、土肥は、

明治五年当時七四歳であり、「東京府貫属士族」「横浜鉄道寮中属土肥旨一父」と肩書きされている。⁽¹³⁾そして、彼は、文政一一年四月から嘉永五年八月まで二五年間、西尾親興という師について筆学を修業した。この間、天保四年三月に皆伝、その後、元治元年四月粟田御殿より直門とされ令旨を頂戴、龍乗軒という号を賜り、近臣並の取り扱いを受けている。明治五年段階、土肥は、「筆道」を六歳から一六歳までの一八人の生徒(男六人、女二人)に教授していた。⁽¹⁴⁾

(二) 黒川惟草とその門人たち

『明細書』に示される女塾主の中で、五番中学区の杉浦千代、一番中学区の黒川縫・山崎房・黒川千枝女の四人は、黒川惟草に学んだ同門の仲間である。

(イ) 杉浦千代は、明治六年四二歳、嘉永三年一二月浅草永住町に開業、塾名は松栄堂といった。『明細書』の千代には、「雑 杉浦吉兵衛妻」と肩書きされており、天保九年二月から嘉永三年一月まで、黒川惟草へ従学した。松栄堂での指導学科は「筆道」であり、伊呂波・近道・名頭・困尽・東京方角などの初歩的な

往来物を素材に六歳から一六歳までの生徒八〇人(男四四人、女三六人)を対象に教授していた。

(ロ) 黒川縫は、明治五年四八歳、天保一〇年正月から弘化四年二月まで九カ年師黒川惟草に学び、嘉永元年八月に開業、大伝馬町に永昌堂を営んでいた。学科は「御家流筆道」とあり、教材は東京方角・消息往来・名頭・商売往来であり、六歳から一三歳までの五一人の生徒(男二〇人、女三一人)を教授していた。

縫には肩書きは付されていないが、『資料』の方には平民と記されており、開業時の嘉永元年の調査段階では、彼女一人で、男一人、女二人の生徒を教えたのがわかる。そして、縫の寺子屋は開業以来二二年間そのまま継続されていることも確認できる。

(ハ) 山崎房は、明治五年三四歳、平民である。弘化三年三月から安政二年二月まで一〇カ年黒川に師事、明治三年一月に馬喰町に開業した。学科は「筆道」であり、四十八文字仮名・都路文庫・名頭文庫・今川文庫などを教材に、六歳から一六歳までの生徒四三人(男一五人、女二十八人)を教授していた。

(三) 黒川千枝女は、明治五年四八歳、天保三年二月から一〇カ年黒川惟草に従学、天保一三年一二月に橘町に借地をして松寿堂を開設した。教科は「筆道」であり、六歳から一六歳までの五一人の生徒(男一四人、女三七人)を教授した。また、『資料』によると、千枝女の身分は平民であり、開業直後の天保一四年段階で男三〇人、女四〇人を教えていたと記されている。そしてなお、この『資料』には、明治六年に廃業したように記載されている。とするならば、この明治六年の『明細書』の書き上げとどうかかわるのだろうか。寺子屋松寿堂が家塾松寿堂に転化したということなのだろうか。

千枝女について、いまひとつ注目されるのが千枝女に師事した生徒が、塾を開業しているということである。惟草からみれば、孫弟子の誕生である。ひとりとは、平民金井そのであり、明治五年三四歳で、弘化四年二月から元治元年四月まで一八年間黒川千枝女に学び、同月から横山町に借地をして、永寿堂を開設し、六歳から一三歳までの生徒六五人(男二人、女四人)

を対象に「筆道」を教授している。さらに、『資料』は、そのが、開業時の元治元年には「読算」を教えたこと記している。そして、その当時の生徒は、男三人、女三九人であった。このことは、そのが、「筆道」のみならず、必要に応じては簡単なよみ・ソロバンなども教授できる能力をも身につけていたことを思わせるものである。

もう一人は、「平民 伊澤長七郎妻」のてうである。彼女は、嘉永元年二月から安政元年二月まで都合七カ年黒川千枝女に従学、安政五年八月から川口町に借地して松清堂を開業している。時に、てう一八歳であった。てうが、教授した学科は「筆道」と「支那学」であり、仮名文章・国尽・庭訓往来・商売消息などに加えて、大学・中庸・論語などが、教材として用いられていた。そして、彼女は、六歳から一三歳までの生徒七七人(男二十四人、女五三人)及び一四歳以上の「女四人」を教授していた。

四 女師匠の姿

一九世紀前半ごろの江戸を中心とした世上の有様を記した『飛鳥川』(『新燕石十種』第一)に「昔、手習の町師匠も少く、数へる程ならではなし、今は、一町に二三人づゝも在り、子供への教へ方あるか、幼少にても見事に書也」「後家の一人ぐらしは御法度の由承る、遊女町杯には、折々見へもする哉、然るに近來は、素人の町家、後家の方くらし能と見へて、多く町々に有り、女筆指南も多し」と記されていることは、一九世紀前半、いわゆる文化文政期の寺子屋の飛躍的增加と女師匠の簇生の様子を物語っている。では、このころの女師匠の姿は、どの様なものだったのだろうか。『官刻孝義録』⁽¹⁶⁾は、寛政年間に孝行者として表彰したさよの姿を「父の業のミにては世もわたりかたけれハ、あたり近き女子に手ならふわさ、或いハこのむものあれば、琴をもならハせ、文よむ事も教へ、女の道のあらましをもさとしきかせければ、をのつから、めのわらハの行ひもよく、親々の心もやすまりぬ」と記して

いる。さよは、武蔵国深川北町で、按摩を渡世とする盲人春養のところへ母に連れられてきた。さよは、父の業のみでは生活が苦しいので、武家のもとへ奉公に出向き、その合い間に「手習ひ琴ひく事をまなひ、又は文よむ事をこのミ、わつかなる給金のあまりにて、四書孝経をもとめ、よミならひし」という具合に師匠としての資格を身につけていった。『飛鳥川』にみる「女筆指南」、そして、すでに述べてきた寺子屋の女師匠(経営主)の多くは、さよのようなものであったと思われる。

『資料』によると、幕末の江戸に、三人の私塾の女塾主がいた。(表1・2参照)それは、原田スミ子(士芝区 芝香堂 筆学 女教師一 生徒 男七五、女七五)および日尾ナホ(士下谷区 至誠塾 和漢学 女教師一 生徒 男一二、女一八) 奥原晴湖(士下谷区 春暢学舎 書画 男教師一 生徒 男八二、女一七〇)である。前者は『明細書』には見られないが、後二者は「日尾直子」、「奥原晴湖」としてその第五分冊の五番中学区に搭載されており、奥原については前

述(註9)したとおりである。

『明細書』によると、明治五年四四歳の日尾直子には、「元淀藩貫属土族日尾宗三郎女」「當申十月平民送籍」の肩書きが付せられている。直子は、父荊山の死後安政六年に、父が営んでいた「至誠塾」のあとを継いだ。そこでの学科は「皇国学」「支那学」であり、教材として用いたのは、古事記・旧事紀・本朝六国史・万葉集・左伝註疏・国語・綱鑑易知録・古語拾遺・新撰姓氏録・本朝神社考・皇朝史略・十八史略・元明史略・文章軌略・古今和歌集・国史略・新序・蒙求であり、さらに、素読には稽古要略・神教要旨・孝経・四書・五経・小学を教材としていたと記されている。

この「至誠塾」に学んだ生徒は、六歳〜九歳 女一人、一〇歳〜一三歳 男一人女三人、一四歳〜一六歳 女三人、一七歳〜一九歳 男四人女二人、一九歳以上男三人の計一七人であった。他方『資料』には、「至誠堂」として私塾にリストされており、前述したように、いわゆる寺子屋とは趣きを異にしていた。父のあとを継いだとき、直子三〇歳、「教員 無之」と記されてい

ることからも、上述した内容のことを、塾主である直子が、一人で教授したのであった。⁽¹⁷⁾

以上、やや異なったふたつのタイプの女師匠の姿を見た。前者は、そこに広く見られた「お師匠さん」的なものであるのに対し、後者は、やや形式ばった堅さを感じさせる「先生」的な姿である。註(4)との関連で言えば、さよの場合は、自宅に子供たちを集めて教授する「家塾」的なものの前身の女師匠(女習字師)であつたろうし、直子の場合には、文字どおり「私塾」として存在したものの女師匠(女塾主)であつたといつてよいだろう。いずれにせよ、このような女師匠たちの存在は、対象となる生徒の広範な存在が必要であつた。そして、そのような条件が伴っていたのは、いうまでもなく江戸東京のような「都市」であつたのであり、さらにいえば、女師匠が活躍しえた場は、「都市東京」の中でも郡部ではなく「区部」に集中していたこともすでに指摘したとおりである。そして、それは『飛鳥川』の世界の延長線上にあつた。

(1) 小木新造著『東京庶民生活史研究』(日本放送出版協会 一九七九)

(2) 日本女子大学女子教育研究所編『明治の女子教育』(国土社 一九六七)

(3) 塾主および習字師が即教師である場合が殆どであると思われるが、彼らの私塾・寺子屋で、男女複数の教師がいる場合がすくなくからずある。その場合には、本人以外にも教師を別途に頼んでいたと思われるので、ここではあえて経営主という語を用いておく。

(4) 後述する明治六年一月『開学明細書』の石川悌二の解説は、「学制は修学機関として官立、私立の学校および私塾、家塾の規定を明らかにし、同制頒布後東京府に創立されたものおよび従来私塾、寺小屋などと称していたものほとんど全部は、私学あるいは家塾の取扱いを受けた。私学は学制の規定に従い官立学校に対応するもので、私塾は教師の免状を持った者が自宅で教授する場合をいい、また家塾というのは教師の免状を持たない者が自宅で教授する場合をいう」と記している。註(7)参照。

(5) 府県によって調査方法に精粗があるのだろうか、調査事項に沿って精密に記入されている府県もあれば、多くを空欄にしたままのところもある。長野・鳥取・和歌山・神奈川などは、塾主・習字師の身分をはじめ、

塾名・学科・開業時・廃業時などの項に空欄が目立つ。さらに、何らかの理由で調査に呼応しなかったのか、この表に全く姿を見せない県も少なからずある。

(6) シマの出身は士族、文政五年段階の調査によると、教師は女二人、生徒は男一二〇人・女一五〇人、「読算」を教授していたという。

(7) 本書は、東京府が、学制に即して、公立の小学校を建てる一方、従来からの私塾・寺子屋を、明治初年の公教育の補いとしようとし、それらの営業について、学制四三章にもとづき、属籍・住所・塾主氏名・年齢・塾名・塾の位置・教則などを、個々に「家塾明細表」として調べ書き上げさせたものに依拠している。それは、明治六年一月当初には、「開学明細調」として、第一番中学区から第六番中学区まで、それぞれ小分冊としてまとめられたものを、昭和三六年、東京都が『東京府開学明細書』として刊行したものである。

(8) 小木前掲書では、『明細書』および『東京教育史資料大系』を用いられ、一二〇七の塾があったとしておられるが、本稿では、『明細書』のみに依拠している。

(9) この春暢家塾は、『資料』によると、私塾「春暢学舎」として明治三年に開業され、教師一人で男生徒八二人、女生徒一七〇人を教授していたと記されている。なお、一言いっておくならば、明や清の諸家の画法を

研究、日本画家としても名高い奥原は、下総国古河藩家老池田重太郎の三女に生まれ、二八歳の時奥原源左衛門帯刀の養女となった。生涯独身を通し、断髪、男装、武術を好んだ女丈夫であったといわれている。

(10) 私塾・寺子屋および家塾について以下のことをいっておこう。『資料』では私塾一二二のうち区部のものが、一二一、郡部のものが一、寺子屋四八八のうち区部が二九七、郡部が一九一となっており、同様に『明細書』についてみると、第二番中学区から第六番中学区に、荏原郡・豊島郡・多摩郡・足立郡・葛飾郡などの郡部の家塾が含まれており、その数は一七七である。このことは、『明細書』にみる明治初年の塾数の増加は、もっぱら区部、すなわち東京の中心部に集中してみられたといつてよい。そして、さらにいっておくならば、東京の郡部にかぎってみると、『資料』『明細書』の双方ともに女性によって営まれる私塾・寺子屋・家塾は皆無である。

(11) この両書を扱う場合、注意しなければならないのは、ここに登載されている塾主・習字師および家塾主は、調査段階すなわち、主として、幕末から明治初年段階に活動していたものであり、従って、開業が化政期から天保期頃であるとするならば、調査段階では、すでに、経営主が交代しているケースもあるのではな

いかと思われる。また、表中に示される教師や生徒の数も、横断面で捉えているのか、それとも縦に累積した数を記しているのか、その辺が必ずしも明らかではない。これを解くには、個々に検討されなければならないが、当面は、その余裕もないので、本稿では、とりあえず、資料上の情報を横断面で捉え全体の動向をおさえておく。その結果が、一や二でみたようである。

(12) さたが開業した若泉堂は、文字どおりさたによって始められたようで、夫である衆蔵の名は『資料』にもみることができない。

(13) 『資料』では、平民、『明細書』では士族となっておりこの違いがなにに所以するのか定かではないが、恐らくは、筆道の達人として幕末に「近臣並」になつたことによるものと思われる。

(14) なお、女性ではないが、三番中学区にリストされている二人の商人、梅澤親襲・渡辺直記も土肥に師事、『明細書』に塾主として登場、いずれも「仮名いろは」を用いて「筆道」を教授している。

(15) その他に第一番中学区に、女塾主黒川良がいる。彼女の書き上げによると、文政一一年二月から天保六年一二月まで「実父森川惟原」に従学したと記されている。この「森川惟原」は「黒川惟草」と無関係であるとしてしまつてよいのか聊か気になる。「森川」と

「黒川」、「惟原」と「惟草」、これは全く別個のものなのだろうか。解説または植字の段階で、何らかの誤りがあったのだろうか、なにかのミスで、「森川」と「黒川」とが同一人物であるとするならば、「師弟関係について言わなければならないことがあるが、目下のところは、右の事実を指摘するに留めておく。

(16) 菅野則子「幕藩権力と女性——『官刻孝義録』の分析から——」(拙著『村と改革』所収 三省堂 一九九二) 参照。

(17) もっとも、このことは、『資料』および『明細書』

の記述から見ると限りのことであって、実際には、継母の強力なバックアップがあったと思われる。直子は、文政一二年に江戸の儒学者荆山の子として生まれ、父の教えを受け書と和歌とをよくし、父なきあと継母である日尾邦子(一四歳で鶴岡藩主酒井家の侍女として、江戸藩邸の奥向きに出仕、その傍ら荆山に書と和歌を学び、二七歳の時、荆山の後妻となる)とともに荆山のあとを継いだと思われる。

(一橋大学助手)